

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年7月27日

京都市長 門川 大作

京都市規則第20号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第10条の表(26)中「第48条の9の8第1項」を「第48条の9の9第1項」に改め、同表(26の2)中「第48条の9の8第4項」を「第48条の9の9第4項」に改め、同表(26の3)中「第48条の9の9」を「第48条の9の10」に改める。

附則第3項中「附則第12条の2の3第4項」を「附則第12条の2の2第2項第1号」に、「電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるもの」を「電気自動車」に改める。

様式第26号の2備考以外の部分中「第48条の9の8第4項」を「第48条の9の9第4項」に改める。

様式第26号の3中「あて先」を「宛先」に、「第48条の9の9」を「第48条の9の10」に改める。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

(行財政局税務部税制課)